

◆特集 命を軽んずる医療制度の改悪

今度も廃案になると期待していたのに

埼玉県 笠原 美鈴

勝手に法律制定

昨年、石破内閣時、高額療養費制度の改悪は突如出されましたが、ものすごい反発を買い、国会の中で激しい追及、各患者団体からの抵抗もあり、撤回されました。強引に決めても、撤回する事が出来るのだと、安堵したのを覚えています。

しかし、今年5月に高市内閣は、衆議院選挙で圧勝した事を背景に「健康保険法等の一部を改正する法律案」などとして、国会での議論もほとんどされないまま、高額療養費自己負担額の引き上げを今年の8月1日から実施することとしました。姑息なのは、僅かな年間上限額設定の誤魔化しです。例えば、従来の制度でも、多数回で、1年間の自己負担額は53万2800円になるのですが、今回出された上限額は53万円です。たった2800円で、長期療養の人に配慮したと言っています。

さらに、来年8月から、その高額療養費自己負担額を収入による細分化、引き上げを決めています。

国民皆保険の差別

国民皆保険制度は、一定額で病気を治療できる制度として、必要な制度だと思います。しかし、反面その人が入っている保険によって、差別が生まれているのです。協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、国民健康保険によって、保険料も違えば、受けられる保険事業も違います。

高額療養費制度で言えば、大企業の労働者が入っている健康保険組合や公務員が入っている共済組合は、高額療養費の他に、付加金制度があり、自己負担額はさらに補填されるので、安心して治療に専念できるのです。高額療養費自己負担額の約3分の2は補填されるのです。私も、在職中は、健康保険組合に守られていたのですが、退職後は、高額療養費のみとなるわけです。健康保険の制度を知り、生命保険や民間の介護保険、がん保険も全て解約してしまったので、大変不安なのです。

令和8年3月分(4月納付分)からの協会けんぽ健康保険の保険料表
(埼玉支部) (単位：円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分)から納付いただきます	
				9.67%		11.29%		0.23%	
等級	月額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	~	63,000	5,608.6	2,804.3	6,548.2	3,274.1	133.4	66.7
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,575.6	3,287.8	7,677.2	3,838.6	156.4	78.2
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,542.6	3,771.3	8,806.2	4,403.1	179.4	89.7
35(32)	650,000	635,000	~ 665,000	62,855.0	31,427.5	73,385.0	36,692.5	1,495.0	747.5
36	680,000	665,000	~ 695,000	65,756.0	32,878.0	76,772.0	38,386.0	1,564.0	782.0
37	710,000	695,000	~ 730,000	68,657.0	34,328.5	80,159.0	40,079.5	1,633.0	816.5
48	1,270,000	1,235,000	~ 1,295,000	122,809.0	61,404.5	143,383.0	71,691.5	2,921.0	1,460.5
49	1,330,000	1,295,000	~ 1,355,000	128,611.0	64,305.5	150,157.0	75,078.5	3,059.0	1,529.5
50	1,390,000	1,355,000	~	134,413.0	67,206.5	156,931.0	78,465.5	3,197.0	1,598.5

保険料の上限の壁

健康保険料は、毎年4月～6月の平均標準報酬(月収)によって決まります。だからこの時期は、残業等しないほうが良いと言われています。7月から残業が無くなり、収入が落ちても、2ランク違わなければ修正されません。この時期の収入が増えたと、その後10月から1年間の健康保険料負担が多くなってしまうからです。1ランクでも違えば、年間60000円も違うのです。

さらに、高収入の人は、優遇されています。健康保険料の上限額は標準報酬(月収)139万円と決まっているのです。標準報酬500万円の人も、139万円が上限と決まっています。月の保険料は、約14万円、約半分は企業が負担するので、約7万円が良いのです。標準報酬の500万円の保険料が約7万円、標準報酬の139万円の保険料も約7万円、標準報酬の30万円の人の保険料が約1・5万円なのです。139万から下には、収入のランクがありますが、上は壁があり押さえているのです。高収入の人に優位な社会保障なのです。見直すべきは、自己負担額上限額ではなく、低収入の人が安心して治療が受けられる制度です。それが作れる政治です。

(かさはら みすず)